

令和6年9月定例会 文教厚生委員会（事前）

令和6年9月9日（月）

〔委員会の概要 保健福祉部・病院局関係〕

立川委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。（10時52分）

これより保健福祉部・病院局関係の調査を行います。

この際、保健福祉部・病院局関係の9月定例会提出予定議案等について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることといたします。

保健福祉部

【提出予定議案等】（説明資料、資料1、資料2、資料3）

- 議案第1号 令和6年度徳島県一般会計補正予算（第2号）
- 議案第21号 地方独立行政法人徳島県鳴門病院第4期中期目標の策定について
- 報告第8号 地方独立行政法人徳島県鳴門病院の令和5年度に係る業務の実績に関する評価結果について
- 報告第9号 地方独立行政法人徳島県鳴門病院第3期中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価結果について

【報告事項】

な し

病院局

【提出予定議案等】（説明資料）

- 議案第23号 令和5年度徳島県病院事業会計決算の認定について
- 報告第4号 令和5年度決算に係る資金不足比率の報告について

【報告事項】

な し

森口政策監補兼保健福祉部長

それでは、9月定例会に提出予定の保健福祉部関係の案件につきまして御説明いたします。

お手元のタブレットの文教厚生委員会説明資料の3ページを御覧ください。

一般会計予算の歳入歳出予算総括表でございます。

表の一番下、左から3列目、補正額欄に記載のとおり合計で2億7,917万7,000円の増額補正をお願いしており、補正後の予算額は合計で767億9,820万9,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、課別主要事項説明により、各課の主な事項について御説明させていただきます。

ます。

4 ページを御覧ください。

地域共生推進課でございます。

生活保護総務費の摘要欄①のア、就労促進・日常生活フォローアップ事業費の900万円は、生活保護受給者の自立助長の促進に向け、総合的なフォローアップ支援を実施するための経費でございます。

5 ページを御覧ください。

医療政策課でございます。

医務費の摘要欄①のア、（ア）地域医療勤務環境改善体制整備特別事業の1億円は、労働時間短縮計画に基づく医師の勤務環境改善に取り組む医師育成医療機関を、また、（イ）勤務環境改善医師派遣等推進事業の5,000万円は、長時間労働医師が所属する医療機関に対して医師派遣を行う医療機関を、それぞれ支援するための経費でございます。

6 ページを御覧ください。

長寿いきがい課でございます。

老人福祉施設費の摘要欄①のア、地域介護総合確保施設整備事業費は、地域包括ケアシステムの構築に向け、介護施設の整備等を支援するための経費として2,827万円の増額補正をお願いするものです。

次に、7 ページを御覧ください。

繰越明許費でございます。

地域共生推進課の総合福祉センター運営費では、屋上防水・屋根改修工事に係る経費につきまして、現在委託中の実施設計の完了が本年12月を予定しており、今年度内の工事完了が困難であると見込まれることから、4,339万1,000円の繰越しをお願いするものです。

続きまして、8 ページを御覧ください。

その他の議案等の（1）地方独立行政法人徳島県鳴門病院第4期中期目標の策定についてでございます。

現行の第3期中期目標の期間が今年度末で終了することから、次期中期目標を定めるに当たって、地方独立行政法人法第25条第3項の規定により、議会の議決を頂く必要があるため、提案させていただくものでございます。

イ、中期目標の概要でございますが、中期目標の期間については、令和7年度から令和10年度までの4年間とし、中期目標の事項としましては、（ウ）に記載のとおり、四つの項目で構成しております。

中身につきましては、資料1にまとめておりますが、6月議会で御報告させていただいた素案から、鳴門病院評価委員会での御意見を踏まえ、医師の働き方改革に関する具体的な記載の追加のほか、文言の微調整等を行っております。

県としましては、鳴門病院における当該目標を達成するための取組を通じて、病院の経営強化はもとより、地域医療提供体制の確保を図ってまいりたいと考えております。

なお、この中期目標について議決が得られました後に、鳴門病院において目標達成に向けた第4期中期計画を作成し、2月議会において御審議を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、（2）のア、地方独立行政法人徳島県鳴門病院の令和5年度に係る業務の

実績に関する評価結果についてでございます。

地方独立行政法人におきましては、毎年度の業務実績について県知事が評価し、地方独立行政法人法第28条第5項の規定により、議会へ報告することとなっております。

評価の目的につきましては、（ア）に記載のとおり、法人の直近事業年度の業務実績について、評価すべき点や改善すべき点等を明らかにすることにより、法人業務の透明性を確保するとともに、法人業務の質の向上並びに業務運営の改善及び効率化に資することを目的としております。

評価の結果につきましては、資料2で御説明させていただきます。

資料2の1ページを御覧ください。

1、全体評価でございますが、第3期中期目標の達成に向けておおむね順調に進んでいるとしております。

次に、2、項目別評価につきましては5段階評価となっており、S評価が2項目、A評価が9項目、B評価が11項目、C評価が2項目、D評価は該当なしとの結果となっております。

2ページを御覧ください。

項目別評価の主な内容をまとめております。

このうち、特徴的な点について御説明させていただきます。

まず、上から3番目の丸、病院の果たすべき役割・機能の充実・強化につきまして、在宅療養後方支援病院としての取組や地域包括ケア病棟の運用開始など、地域医療構想を踏まえた病院の果たすべき役割・機能の明確化が図られていることから、特筆すべき進捗状況にあるのS評価となったところでです。

また、その二つ下の丸、質の高い医療従事者の確保・養成につきまして、初期臨床研修医4名のマッチングに成功したほか、計画的な人材育成が図られていることからA評価としております。

3ページを御覧ください。

中段に記載をしております予算、収支計画及び資金計画につきましては、経常収支比率等において、年度計画の数値目標を下回ったことからC評価となったところであり、引き続き収入の確保と費用の抑制に取り組み、経営基盤の強化を早急に図る必要があると考えております。

次に、説明資料にお戻りいただき、9ページを御覧ください。

（2）のイ、地方独立行政法人徳島県鳴門病院第3期中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価結果についてでございます。

こちら、地方独立行政法人法の規定に基づき、議会に御報告させていただくものであり、第3期中期目標期間の終了時、すなわち、今年度末時点で見込まれる業務実績について評価を行うものでございます。

評価の結果につきましては、資料3で御説明させていただきます。

資料3の1ページを御覧ください。

1、全体評価でございますが、第3期中期目標をおおむね達成すると見込まれるとしております。

2、項目別評価につきましては、S評価が2項目、A評価が10項目、B評価が11項目、

C評価が1項目、D評価は該当なしとの結果になっております。

2ページを御覧ください。

項目別評価における特徴的な点につきまして、御説明させていただきます。

まず、一番上の丸、良質かつ適切な医療の提供におきましては、感染症制御センターの設置やクリティカルパスの導入拡大により、医療の質の向上を図るための取組が推進されていること、また、5番目の丸、看護専門学校の充実強化として、看護師国家試験合格率100%を12年連続で達成し、卒業生の県内就職率も高水準で推移していることなど、多くの項目で中期目標を達成すると見込まれるのA評価となっております。

そのほかにも、A評価、B評価が多いところでございますが、一方で、2ページの上から二つ目の丸、がん医療の高度化におきましては、年間がん入院患者延数等が目標数値を下回っていることから、中期目標を十分には達成できないと見込まれるのC評価となっており、高度医療機器導入の強みを生かし、がん診療の拡大、充実が図られるよう取組を進めていく必要があると考えております。

今年度の残りの期間及び来年度からの次期中期目標の期間におきまして、引き続き業務運営の継続性や効率性について、不断の見直しを行い、経営基盤の強化に向けて取り組んでまいります。

提出予定案件の説明は以上でございます。

なお、報告事項はございません。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

福壽病院局長

9月定例会に提出を予定しております病院局関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の病院局関係の説明資料の3ページを御覧ください。

令和5年度徳島県病院事業会計決算の認定についてでございます。

これは、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定を頂くため、今議会に提案しようとするものでございます。

なお、この病院事業会計決算の概要につきましては、さきの6月定例会の当委員会におきまして御説明させていただいたところでございます。

続きまして、4ページを御覧ください。

令和5年度決算に係る資金不足比率の報告についてでございます。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和5年度決算に係る資金不足比率について御報告させていただくものでございます。

病院事業会計における資金不足比率とは、資金不足額を医業収益で除して得られる比率であります。資金余剰の状態にあり資金不足額がないことから、－を記載しております。

5ページを御覧ください。

資金不足比率の県議会への御報告に先立ちまして、徳島県監査委員による審査を行っていただいております。

その結果、6ページの資金不足比率審査意見書のうち、第5審査の結果及び意見欄にご

ございますとおり、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正なものとお認めいただいているところであります。

提出予定案件につきましては、以上でございます。

なお、報告事項はございません。

御審議につきまして、よろしくお願い申し上げます。

立川委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

井下委員

1点だけ確認させてください。

議案に上がっている医師の働き方改革の1のところで、高度技能を習得できる医師育成医療機関と書いてあるのですが、まずこれがどこを指しているのか知りたいのと、具体的にどのような働き方に対する事業を行おうとしているのか教えてください。

金丸医療政策課長

ただいま井下委員から、医師の働き方改革に係る事業につきまして御質問を頂きました。

本年4月から、医師の時間外労働の上限を年間960時間までとする規制が適用開始となったことを踏まえまして、地域医療提供体制を確保しつつ医師の働き方改革を推進するため、医療機関で実施される医師の時間外労働時間を短縮する取組を支援する事業として、新たに2事業を提案させていただいております。

まず、一つ目の地域医療勤務環境改善体制整備特別事業でございますが、こちらにつきましては、基本的な診療能力に加えまして、高度な技能習得などの医師育成に取り組む医療機関を対象としております。具体的には、徳島大学病院と徳島赤十字病院を対象と考えております。そちらを対象といたしまして、チーム医療の推進やICTによります業務改革など、勤務環境改善への取組を支援することといたしております。対象医療機関が策定した労働時間短縮計画に基づく医師の勤務環境改善に係る取組に対して、一医療機関当たり上限4,000万円を補助したいと考えております。

また、対象医療機関のうち、長時間労働となっております他の医療機関へ常勤医師を派遣する際は、補助上限額に加算するというスキームを考えております。

もう一つの事業でございます勤務環境改善医師派遣等推進事業につきましては、地域において重要な役割を担うとともに、長時間労働医師が所属する医療機関の時間外・休日労働時間を短縮するため、医師派遣を行った医療機関の逸失利益に対する支援を行うことで、医師派遣を推進してまいりたいと考えております。

具体的には、年間720時間超の時間外労働をしている医師を雇用している医療機関に対して、令和5年度と令和6年度とを比較し、診療科別に医師の追加派遣を行った医療機関に対しては、医師派遣を行わなかった場合に得られたであろう逸失利益相当額である派遣

医師一人当たり月額125万円を補助するものと考えております。

井下委員

事前委員会なので軽くだけ。今、逸失利益の話もあったのですが、医師の数がそもそも限られているところがありまして、なかなかその全てを限られた時間で回していくというところに限界があるような気もするのです。現場の声を含めてですが、その辺は考えて計画を立てていらっしゃるのか。分からなければ構いませんので、教えてください。

金丸医療政策課長

勤務環境改善の医師派遣に係る御質問でございます。

今回のこの事業に関しまして、基本的に対象となる医療機関、派遣をするであろう医療機関は、徳島大学病院を考えております。

派遣される側の医療機関につきましては、基本的に年間720時間を超える医師が勤務されている診療科を対象としておりまして、今想定しておりますのが県内で九つの医療機関でございます。

井下委員

分かりました。

また詳しい話を聞かせていただけたらと思うのですが、いずれにしても医師の確保をそもそもやっていかなければいけないと思っております。あと県立病院の働き方も気になることがございます。この辺、何も事前に言ってなかったもので、また聞いていきます。よろしくお願いいたします。

古川委員

1点だけ。生活保護関係の、日常生活や社会生活のフォローアップをしていくということで、教育支援や相談支援をしていくとは具体的にはどんな形でやるのですか。

加藤地域共生推進課長

ただいま古川委員より、就労促進・日常生活フォローアップ事業について御質問を頂きました。

三つの事業で構成しておりまして、まず一つ目は日常生活フォローアップです。お金をうまく管理できずに、生活費以上のものを使ってしまう生活保護を受けている方の通帳を預かったり、日々の家計改善について指導していく事業でございます。

社会生活フォローアップにつきましては、生活保護を受けている方が仕事に就く、あるいは社会に参画するなどして、ずっと生活保護を受けてずっと家にいてという状態を改善していくために、教育、医療、福祉、労働関係等、様々な分野の関係機関と連携体制を構築して、多面的に相談体制を築くという事業になっております。

三つ目の就労促進フォローアップにつきましては、生活保護を受けられた方につきまして、仕事に就いていただくと就労のインセンティブとして就労自立給付金というのが扶助費、国の生活保護費の中で認められていくのですけれども、この金額のインセンティブを

強化します。端的に言うと、これまで生活保護を脱却してお仕事に就いていただくと、どの時点でも2万円の給付金がもらえていたものを、短期間、1か月目で就労いただくと4万円給付ができます。これが徐々に下がっていくことで、少しでも早く社会参加いただく、制度としてのインセンティブ強化が国でされております。その制度に合わせて生活保護のシステム改修を県で行うのが、就労促進フォローアップの事業となっております。

それぞれの自立に向けての家計改善支援、関係機関との連携支援、そして実際にお仕事に就いていただくようになってのインセンティブの強化という、三つの事業を組み合わせ、生活保護に今陥っていらっしゃる方でお仕事に就いていない方、社会に参加ができていない方の自立を促していく事業を進めたいと考えております。

古川委員

金銭の指導や生活の指導をするのに、日常生活フォローアップでは500万円、社会生活フォローアップでは140万円付いています。これは人を雇うのですか。

加藤地域共生推進課長

現実的には、日常生活フォローアップにつきましては、相談支援員に支援をしていただく人件費として想定しているところでございます。

社会生活フォローアップは関連機関との連携ですので、会費、運営費、運営をしていただくに当たっての外部機関への委託費を考えているところでございます。

古川委員

社会生活フォローアップの140万円は外部委託で、500万円のほうが分かりにくかったのですが、どうするのですか。

加藤地域共生推進課長

現状、生活困窮者の相談支援業務は既に実施されておまして、社会福祉協議会や労働者福祉協議会で支援員を雇って運営しております。そういった団体の方に生活保護の相談支援も委託しようと考えておまして、その委託費の中で仕事量が増える部分は、受託された事業所で人を追加するといった想定でございます。

古川委員

こういう事業が9月補正になったのは何か具体的に理由があるのですか。

加藤地域共生推進課長

就労促進フォローアップ部分のインセンティブの強化というのが、国の法改正で今年の5月に法律が通っております。それに合わせて、国でこういう事業をするんだということで、今回日常生活とか社会生活の区分については、都道府県でやるのであれば、モデル事業としてやってみないかというお声掛けを頂いて今、募集されているところでございます。県としては、そこに呼応して国の制度に合わせて、いち早くそういった支援に取り組んでいきたいと考えて、補正事業として計上したところでございます。

古川委員

積極的な姿勢でいいかなと思いますので、よろしくお願いします。

立川委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、以上をもって質疑を終わります。

以上で保健福祉部・病院局関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時14分）